

第36回柏市農業委員会総会議事録

1 平成30年5月10日(木)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

1 番	鈴木房夫	2 番	伊原清
3 番	秋谷幸男	4 番	林伸司
5 番	欠員	6 番	浜島照雄
7 番	鈴木勲	8 番	染谷茂幸
9 番	西川圭二	10 番	欠員
11 番	欠員	12 番	程田平
13 番	渡部和子	14 番	酒巻寿雄
15 番	岡田英夫	16 番	飯塚恒男
17 番	相模農夫男	18 番	染谷茂
19 番	飯野文夫	20 番	坂巻洋行
21 番	遠藤秀生	22 番	成嶋君美
23 番	金子守孝	24 番	谷田貝和代
25 番	村越等	26 番	山野辺守
27 番	中台実	28 番	増田直晴
29 番	秋谷昌治		

26名中26名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

欠席者 なし

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大野功
次長	寺嶋浩
副主幹	早崎秀隆
副主幹	原田圭介
主任	波田野峻

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）
- 議案第 6号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

7 協議事項

- (1) 柏市農業委員会運営要綱等の改正について

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 廃土事業（公共事業施行）届出書の受理について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第36回農業委員会総会を開催をいたします。

本日の出席委員は、26名中全員の出席をいただいております。本当にありがとうございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思っておりますが、

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

金子守孝委員，谷田貝和代委員，よろしく願いをいたします。
これより，自席に着席させて進行させていただきます。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 3 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，飯塚委員長よろしく願いをいたします。

飯塚委員長 こんにちは。

第 3 調査会として最後の総会ですので，よろしく願いいたします。
では，ご報告させていただきます。

農地第 3 調査会は，去る 5 月 7 日，8 日，平成 30 年度第 2 回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 2 件，第 4 条 1 件，第 5 条 7 件，第 5 条計画変更 1 件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件については，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成 30 年 1 月に開催された第 3 2 回総会の議案第 1 号の 2 件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程 3，議事に移ります。

議案のほう上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1 番についてご報告いたします。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、藤ヶ谷在住の譲受人の方が、自宅から近く耕作しやすいため、藤ヶ谷在住の譲渡人の方は、体調不良により農業経営を縮小するための、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑 1 筆 7 2 0 m²で、ネギ、ホウレンソウを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2 人で従事し、耕作面積は 5 9 a です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問ございませんか。

伊原委員。

伊原委員 これ譲受人は、ご家族で農業やられているんですよね。

飯塚委員長 そうです。

伊原委員 元気ですよ、●●。

飯塚委員長 近所に息子さんがいて、その人が手伝っているようです。トラクターとかは、息子さんがやっているようです。

議長 ほかに質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 近所に息子さんがいてお手伝いしてくださるということでしたけれども、それじゃ、息子さんは、専門に農業をやっているわけではなく、別なお仕事をしていて、時々。

飯塚委員長 会社勤めで、やれるときはやるというんですかね。

渡部委員 例えば、譲受人に万が一のことがあったとき、当然息子さんがご相続されますよね。そうすると、その息子さんが、引き続き農業をやるかどうかという、そこまではわからないですよ。

飯塚委員長 わからないですね。

議長 というか、今回の申請地の近くに息子さんの自宅があるんですよね。定年後は、息子さんがやるようでしたね。

飯塚委員長 4ページの地図、左側の下のほうに、今出ている畑ありましたね。その隣に●●さんと●●さんといううちがあると思うけれども、その辺が息子さんの家らしい。

議長 将来的には、きっとやるのかなと思います。

渡部委員 わかりました。

農業がやっぱり継続されて耕作されることが大事かなと思ったんで、ちょっと伺いました。

議長 そうですね、はい。

そうでないと、●●歳ですから、耕地を求めることはないと思いますね、きっとね。やる予定があるからだろうと。

ほかにご意見ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認をいたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いをいたします。

飯塚委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人の方が、自宅から近く耕作しやすいため、大井等に在住の譲渡人の方々は、譲受人の要望に応えるための、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、大井の畑2筆660㎡で、カボチャ、ハウレンソウを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、5人で従事し、耕作面積は62aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

飯塚委員長 ご苦労さまでした。
調査結果の報告がございました。
2番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

飯塚委員長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。
本案を原案どおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に移ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。
それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。
調査会資料は7ページからになります。
本件は、貸し資材置き場用地への転用許可申請であります。
申請地は、藤心の畑3筆1, 842㎡です。
市街化区域に近接し、10ha以上の集団的な農地でないことから、第2種農地と判断しました。
後継者がなく、身体的理由で営農が困難状況となっていたところ、

建設業等を営む法人が、資材置き場用地を探しているとの相談があり、貸し資材置き場を整備する計画に至ったものです。

申請地は、建築工事用資材、造成工事用資材を置くほか、重機置き場10台分、駐車場5台分を整備します。砕石敷き10cmとし、一部は土間コンクリート打ちとする計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。周囲にメッシュフェンスを設置するほか、フェンス内側に素掘り側溝を設置し、土砂等の流出を防止します。

なお、当該地は隣接地の建物が一部越境した状況となっており、始末書が提出されております。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 法人名が伏されているのは、何か理由があるんですか。

飯塚委員長 何ですか。もう一回、すみません。

渡部委員 法人の名称が、貸付先はないというのは、別にこれは必要がない。

村越副委員長 先日の面接調査会では、貸付先は●●にある会社で、●●という建築、解体とか造成とか不動産売買とか、そういうことを

やっている会社だと説明を受けました。

渡部委員 要するに、特に書いてなくてもいいのかなって、ちょっと思ったんです、貸付先が。

議長 事務局。

事務局 お答えします。

本件は4条の申請でございますので、5条であれば当然相手が明確にされているんですけども、4条の申請でございますので、相手の記載は特に必要ありません。

以上です。

渡部委員 ●●というところ、ちょっと距離的には遠いかなと思って、離れたところにこういう資材置き場ですとかあっても、特に不便はしないんでしょうかね。なるべく近いところに求めるのかなと、ちょっと考えを持ったんですけども。その辺は、会社と距離が離れていても特に、周りが運動公園とか結構近いところで、住宅街ではないけれども、交通量が結構多いところなのかなって、ちょっと思ったんですけども。

議長 事務局。

事務局 その点については、明確にお答えというのはなかったですけども、恐らくそういった問題がないということで、こちらのほうを希望されているのかなと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

秋谷委員。

秋谷（幸）委員 これ，結構大きな資材置き場だと思うんですけども，前にもどこかで借りて使っていた場所等はあるんですか。これ，新規にこういう。

飯塚委員長 これ，さっきも事務局から話あったんですけども，この人，地主さんが個人で，自分で造成してやるもので，そこまではこっちも聞きませんでした。

議長 5条じゃないんで。

飯塚委員長 その会社にその土地を貸すというのじゃなくて，整備して誰かに貸すということです。

議長 4条と5条の微妙な違いがあるんで。
ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので，1番を承認をいたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案どおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで，次の議案に入る前に，委員の皆様にお諮りをいたします。

議案第3号と4号の中には，一体の事業の案件が含まれておりますので，一括して審議を行い，議案第3号と議案第4号を全て審議後に

採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいをいたします。

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」並びに議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

議案第3号1番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、岩井の畑1筆497㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集団的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は現在、妻と子2人の計4人で賃貸マンションに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、妻の土地に専用住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造2階建て、建築面積130.6㎡、延床面積151.53㎡で、カーポートを2台分設置する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透ますを設け、オーバーフロー分を前面道路側溝へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、前面道路側溝へ放流します。

周囲は、北側には既設のコンクリートブロックがあり、東側と南側

はコンクリートブロック 1 段を新規に設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問ございませんか。

はい，鈴木委員。

鈴木（房）委員 この土地は，前もっていただいた土地でしょうけれども，相続か何かでね，●●さんからね。

それにしても，事業費が随分高くないですか。

飯塚委員長 本体は，建築費が●●万で，あとは附帯工事らしいですよ。

鈴木（房）委員 ああ，そうですか。

村越副委員長 建築本体が●●万ぐらい。

（「そうだよな，大体そんなもんだよな」の声あり）

飯塚委員長 全てそれじゃなくて。

（「あと，中身とか」の声あり）

議長 設計にも聞いてみたんだけど、坪●●万ぐらいということだった。あとは、そこへプラスアルファで工事がいっぱいあると言ってたな。だから、すごい設備なんじゃないかな。

林委員 4人でお住まいになるのに、ちょっとどうなんですかって話はさせてもらいましたけれども。

飯塚委員長 附帯設備で●●万弱ってということですよ。

鈴木（房）委員 先月、この近くに同様の案件出ましたよね。

そのときは、たしか●●万だったなと思ったから、ちょっと差があるから聞いたんですが。

飯塚委員長 建物は●●万でも、中身がきつとかかかってるんじゃないですか。

中台委員 子供さんは何歳ぐらいですか。

村越副委員長 今、奥さんの年齢が●●歳で、旦那さんが●●歳なんです。

飯塚委員長 小学校ぐらいですかね。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う太陽光発電施設用地への転用の許可申請であります。

申請地は、船戸の畑3筆1, 765㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集団的な農地でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、これから先の生活を考え、将来にわたって安定した収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画に至ったものです。

申請地は、土のまま架台の上にパネル288枚を設置し、発電出力49.5kW、年間発電量は約9万kWhの計画です。入り口付近に駐車スペースを1台分設け、砕石敷きとします。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透とし、素掘りの浸透溝を設置し土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

伊原委員。

伊原委員 この譲受人は、地元の方かな。

飯塚委員長 みたいですね。

伊原委員 前にもやったことあるのかな。

飯塚委員長 初めてらしいです。

伊原委員 自分の土地じゃなくて、購入してやるということですか。

村越副委員長 ちょっと説明しますと、譲受人と譲渡人は親戚みたいで、譲受人の土地というのが、これまで誰かに貸していて、無農薬栽培をやっていたらしいんですが、草だらけになっちゃって、周りからすごい苦情が出てしようがなくて、契約期間の10年経ったので返してもらったらしいんですけど、自分でも管理できないので、譲受人に相談して、太陽光やろうかっていうことで今回申請に至ったようです。

見ればわかると思うんですけども、この土地、非常に形が悪くなくて、窪地になっているんですよ。野菜つくるといっても、しようがないんじゃないかな。

伊原委員 譲受人は、初めてなんだ、太陽光やるのは。

飯塚委員長 ええ、初めてらしいですね。

議長 ほかに質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 この太陽光、久しぶりのような気がしたんですね。

売電価格が、一番いいとき40幾らとかでしたけど、多分もう半額以下になっているのかなってちょっと思ったんですね。

それで、余計なお世話だとは思いますが、将来にわたって安定した収入といったとき、設備を取り戻すのに、いろいろメンテナンスもあるし、8年以上10年くらいはかかるのかなと思うんですけども、大丈夫なのかなってちょっと心配したのと、これまでも太陽光ってたくさんありましたけれども、うまくいなくて、途中で何か放置されちゃって、メンテナンスもきちんとされずに迷惑な施設になってしまったなんていうことはないんでしょうか。そこまで、ここがそうなるか分からないですけど、許可してこういうのが増えていくと、うまくいってほしいなと思うんですけども、結構、今厳しいんじゃないかなっていう、率直に思います。安定的に●●万が純粹に収入

になるということは、ないんじゃないかなと思って。

村越副委員長 このままにしても草が生えて管理が大変なんで、どうするか考えた上での申請なんだと思うんですけども。

渡部委員 でも、土のまま、その上に立てるだけですよね。そうすると、この下とか脇は、当然ながら草が生えるんじゃないかなと思って、そういう管理というのは、もちろんきちんとやるという。

飯塚委員長 うん、やるということ。

飯野委員 いいですか。

これから先のことを考えて、この方は何歳なんですか。

飯塚委員長 ●●歳なんんですけども。

飯野委員 あれでしょう。不動産をどういうふうにするかということを考えて、草刈りやっているだけじゃしょうがないからという感じなんでしょうか。

飯塚委員長 そうです。そんな感じですよ。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認をいたします。次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、3番についてご報告いたします。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う駐車場用地への転用の許可申請であり

ます。

申請地は、箕輪の畑3筆2, 312㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集団的な農地でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、物流業を営む法人で、現在本社敷地内に従業員の車をとめて置いています。大型トラック等との接触事故が起きているため、隣接地に従業員用の駐車場を整備する計画に至ったものです。

申請地は、従業員用の駐車場54台分を整備します。砂利敷き20cmとし、出入り口部分はアスファルト舗装、東側と西側には車どめの鉄パイプを設置する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。周囲には一部既設のブロックやコンクリート板があるほか、新たにコンクリート板、丸太、トラロープを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問ございませんか。

飯野委員。

飯野委員 この会社の大型トラックの稼働状況、何台ぐらい使用しているのかわかりますか。

飯塚委員長 大型トラック、この会社は多分持っていないと思うので、物流っていうか、この会社の仕事というのが、インテリア雑貨とか化粧品の入庫、そこで受注を受けて。

飯野委員 それで小分けして。

村越副委員長 小分けして。

飯野委員 わかりました。

そうすると、パートの従業員用とか……

村越副委員長 そうですね。

飯野委員 わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、3番を承認をいたします。

次の審議に入ります。

4番と5番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、報告いたします。

4番と5番について、一括してご報告いたします。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸駐車場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、箕輪の畑3筆1, 521㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集団的な農地でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設・不動産業を営む法人で、取引先の会社等から駐車場の要望があったため、貸し駐車場を整備する計画に至ったものです。

申請地は、砂利敷き10cmで、43台分の駐車場を整備します。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。周囲は、北側、西

側，南側に素掘り側溝と，その内側に木杭，トラロープを設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺の農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番と5番について何か質問ございませんか。

飯野委員。

飯野委員 面接で変更があったということですが，変更が入っているということは，調査会でしっかりやってくれたものだと思いますので，意義ありません。

議長 では，その件について説明してください。

飯塚委員長 この件は，入り口が，最初は砂利敷きだったんですけれども，砂利の飛散防止について指摘したところ，アスファルト舗装にするということでありましたので，よろしくお願いします。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，4番と5番を承認をいたします。

次の審議に入ります。

議案第3号6番と7番，議案第4号1番は一体の事業ですので，調査結果の報告を一括して，飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，6番と7番，第5条計画変更1番について，一括してご報告いたします。

調査会資料は31ページからになります。

本件は，賃借権の設定を伴う店舗用地への転用の許可申請であります。

申請地は，若白毛の畑2筆885㎡です。なお，うち1筆は，農地転用許可済み地ではありますが，転用がなされず農地の状態のまま，今回の整備対象地となったため，計画変更申請があわせて提出されております。事業面積は，既存の店舗用地を合わせ2,872㎡となります。

市街化区域に近接し，10ha以上の集団的な農地でないことから，第2種農地と判断しました。

譲受人は小売業を営む法人で，既存の店舗の老朽化と，敷地が手狭であるため，敷地拡張を行い，建てかえを行う計画に至ったものです。

店舗は，鉄骨造り平屋建て，建築面積201.34㎡，延べ床面積199.92㎡で，駐車場を38台分整備する計画です。

被害防除対策につきましては，雨水は集水ますを通して雨水浸透貯留槽で流出抑制し，オーバーフロー分は水路へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後，水路へ放流します。敷地の周囲に緑地帯を設け，周囲のり面上にコンクリートブロック3段とメッシュフェンスを，南側のり面下にはコンクリートブロック1段を設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

議案第3号6番と7番，議案第4号1番について何か質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 駐車場の38台というのは，結構台数が多いなと思いました。それで，それだけお客さんが見込める，はやっているところかなと思いましたが，これ，老朽化で建て替えということですからけれども，既存の施設は，どこか，平成●●年というのが……

村越副委員長 ●●年って書いてあります。

渡部委員 ●●年で建て替えちゃうんですかね。

建て替えて余り目にしたことがなかったもので，そのくらいの年数でもう建て替えしちゃう。

飯塚委員長 結構お客さんが来るらしいんですよ。で，規模拡大ってことで。

渡部委員 規模拡大のために。

飯塚委員長 そうらしいです。

渡部委員 駐車場も38台って，それだけ。

村越副委員長 店舗も少し大きくなると言っていました。

林委員 調査会としても，同じ趣旨で聞いたんですけれどもね。相手はこういう形の回答でしたね。

中台委員 3月にも●●のほうで建て替えの案件ありましたよね。同

じぐらいの年数かなと思います。

渡部委員 最近の傾向としては、大型車の駐車スペースが割と多いのかなと思いますけど、この計画だと大型車2台ということで、個人的にはもう少し増やしたほうがいいんじゃないのかなって思います。

議長 あそこは大型が多いんですね、結構。

ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、議案第3号6番、7番、議案第4号1番を承認をいたします。

議案第3号並びに議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について(その1～その2)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第5号(その1)につきましては、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(飯塚委員退席)

議長 それでは、議案第5号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 それでは説明させていただきます。

計画番号第1番及び第2番は、花野井に在住の農業者が新利根の田2筆、合計面積3,679㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年及び10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案説明がございました。

何か質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議案第5号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

飯塚委員の除斥を解除いたします。

（飯塚委員着席）

議長 次に、議案第5号（その2）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 計画番号第3番は、高柳に在住の農業者が高柳の田1筆、面積1,929㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第4番は、大室に在住の農業者が新利根の田2筆、合計面積5,655㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第5番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、塚崎に在住の農業者で、増尾の田1筆、面積1,456㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第6番は、手賀に所在の農業者が手賀新田の田1筆、面積850㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第7番、第8番及び第9番は、布瀬在住の農業者が手賀の田4筆、布瀬の田1筆、布瀬新田の田3筆、合計面積8,772㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第10番は、増尾在住の農業者が大井の田1筆、面積2,423㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第11番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、大井の田4筆、合計面積4,114㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第12番及び第13番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、千間橋の田1筆、高柳の田1筆、合計面積6,574㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第14番は、松戸市在住の農業者が、酒井根の畑2筆、合計面積1万7,992㎡のうち1万4,612㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第15番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、印西市に所在する農地所有適格法人で、布瀬新田の田1筆、面積999㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

染谷茂農地部長に議案の説明を求めます。染谷茂農地部長。

染谷茂農地部長 それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明させていただきます。

農業委員会事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明化を図るため、議事録の公表等が行われてきましたが、平成28年農業委員会に関する法律の改正で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員の必須事務になったことに合わせ、農地等の利用の最適化の推進状況と、その他農業委員会における事務実施の状況等について、インタ

ーネット等により公表することが法律で定められました。

以上の内容を踏まえまして、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を作成しました。

作成までの経過を説明させていただきますと、本日の総会開催前に第1回目の農地部会を開催しまして、その内容を部会で確認し、案の調整を行ったところであります。この案につきまして、慎重なご審議をいただきたいと思っております。

なお、概要につきましては、事務局から説明願います。

以上であります。

議長 ご苦労さまでした。

続いて、概要説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、承認をいたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、協議事項に移ります。

協議事項1「柏市農業委員会運営要綱等の改正について」を協議いたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 続きまして、協議事項の説明を事務局に求めます。

(議長の指名で事務局が協議事項について説明)

議長 ただいま、協議事項の説明がありました。

何か質問、意義はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、協議事項1を決定をいたします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了しました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ご苦労さまでした。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 6月の予定を申し上げます。

5月31日木曜日、6月1日金曜が調査会で、5月31日は午前9時から、6月1日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第4調査会です。

8日金曜が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第36回柏市農業委員会総会を閉会をいたします

す。

(午後 3 時 3 0 分閉会)